

第5回

# 定時株主総会招集ご通知



日時

2024年6月27日（木曜日）

午前10時（受付開始 午前9時30分）



場所

東京都千代田区西神田3-2-1  
住友不動産千代田ファーストビル南館2F  
ベルサール神保町

## 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からもご覧  
いただけます。

<https://s.srdb.jp/7119/>



これからのために、生きてきた

ハルメク

h a l m e k

証券コード 7119  
2024年6月7日  
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

株主各位

東京都新宿区神楽坂四丁目1番1号  
株式会社ハルメクホールディングス  
代表取締役社長 宮澤 孝夫

## 第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第5回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.halmek-holdings.co.jp/ir/>

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区西神田3-2-1  
住友不動産千代田ファーストビル南館2Fベルサール神保町  
※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、  
お間違いのないようご注意ください。
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第5期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第5期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
  - 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
  - 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件
4. 招集にあたっての決議事項  
代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有するほかの株主の方に委任する場合には限られます。その際は、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。  
なお、代理人は1名とさせていただきます。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## インターネットで議決権を行使される場合



次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2024年6月26日（水曜日）午後6時まで

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2024年6月26日（水曜日）午後6時到着まで

## 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2024年6月27日（木曜日）午前10時

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

## 事前質問に関するご案内

本株主総会当日の会場におけるご質問に代えて、株主様から当社に関するご質問を、下記方法にて事前に受け付けさせていただきます。

ご質問は株主総会の目的事項に関わるご質問で、お一人様につき3問までとさせていただきます。いただいたご質問のうち、株主様一般のご関心が高いと考えられる事項については当日回答させていただきます。

ただし、全てのご質問への回答をお約束させていただくものではございません。当日取り上げさせていただくに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。なお、株主総会の場以外での個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

受付期間	2024年6月5日（水曜日）午前9時から2024年6月24日（月曜日）午後5時まで
受付方法	下記メールアドレスに、必要事項をご入力の上お送りください。 【議案に関するご質問受付メールアドレス】 kabunushi-soukai@halmek.co.jp ※メール本文に、株主さまの「株主番号」「氏名」を必ずご記載いただきますようお願い申し上げます。（1問あたり300文字以内で簡潔にご記入ください。）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次の4名であります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会はずべての取締役候補者について適任であると判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みやざわ たかお 宮澤 孝夫 (1956年10月23日生)	1982年 4月 (株)野村総合研究所入社 1992年 6月 (株)ボストンコンサルティンググループ入社 1996年 8月 (株)テレマーケティングジャパン (現：(株)TMJ) 入社 2003年 6月 同社 代表取締役兼CEO 2009年 6月 (旧) いきいき(株) 代表取締役 2012年11月 (新) いきいき(株) (現：(株)ハルメク) 代表取締役 (現任) 2015年 8月 (株)全国通販 代表取締役会長 2018年 4月 (旧) (株)ハルメクホールディングス 代表取締役 2019年 6月 (株)全国通販 代表取締役社長 2020年 7月 当社 代表取締役社長 (現任) 2021年 6月 (株)全国通販 (現：(株)ハルメク・アルファ) 代表取締役会長	2,814,000株
【取締役候補者とした理由】 宮澤孝夫氏は、2009年に (旧) いきいき(株)の代表取締役に就任して以降、高い戦略性と強いリーダーシップをもって当社グループ経営の指揮を執ってまいりました。その豊富な経験・見識により当社グループ全体の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、更なる当社グループの企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者としたしました。			
2	いししい ふみのり 石井 文範 (1975年9月22日生)	1998年 4月 (株)東海銀行 (現：(株)三菱UFJ銀行) 入行 2004年12月 (株)ミスミ (現：(株)ミスミグループ本社) 入社 2010年 6月 同社 ファイナンス室副ジェネラルマネジャー 2017年 6月 (株)ミクリード 取締役 2021年 6月 当社 取締役CFO (現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 石井文範氏は、長年、上場企業の財務経理の責任者を務め、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社に入社以後もその見識等を経営に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、更なる当社グループの企業価値の向上、成長と発展に貢献することができると考え、取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	つちや じゅんいち 土屋 淳一 (1968年11月20日生)	1991年 4月 泉証券(株) (現: SMBC日興証券(株)) 入社 2000年 3月 オープンフューチャーシステム(株) (現: サイオステクノロジー(株)) 入社 2002年11月 (株)テレマーケティングジャパン (現: (株)TMJ) 入社 2009年 8月 (旧) いきいき(株) 最高財務責任者 2012年11月 (新) いきいき(株) (現: (株)ハルメク) 最高財務責任者 2014年 6月 同社 取締役 2018年 4月 (旧) (株)ハルメクホールディングス 取締役 2020年 7月 当社 取締役 (現任)	800,000株
【取締役候補者とした理由】 土屋淳一氏は、長年、当社グループの財務経理の責任者を務め、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、更なる当社グループの企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者としていたしました。			
4	やまおか あさこ 山岡 朝子 (1974年7月22日生)	1997年 4月 (株)主婦と生活社入社 2017年 7月 (株)ハルメク入社 2017年 8月 同社 ハルメク編集長 (現任) 2019年 4月 同社 コンテンツ事業本部長 (現任) 2019年 7月 同社 執行役員 (現任) 2021年 6月 当社 取締役 (現任)	240,000株
【取締役候補者とした理由】 山岡朝子氏は、長年、出版社の編集長を務め、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社に入社以後もその見識等を活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、更なる当社グループの企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者としていたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 山岡朝子氏の戸籍上の氏名は、和田朝子であります。  
3. 当社は、取締役及び執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新予定であります。  
4. 当社は、宮澤孝夫氏、石井文範氏、土屋淳一氏及び山岡朝子氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。各候補者が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役のうち、大村由紀子氏及び青野雅朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おおむら ゆきこ 大村 由紀子 (1979年1月15日生)	2003年4月 トヨタ自動車(株)入社 2007年9月 長島・大野・常松法律事務所入所 2014年8月 金融庁出向 2019年4月 三浦法律事務所入所(現任) 2020年1月 (株)アシロ取締役(現任) 2020年5月 (株)ココペリ監査役(現任) 2022年10月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年3月 (株)ソディック監査役(現任)	0株
		<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 大村由紀子氏は、会社法やコーポレート・ガバナンスを専門領域に含む弁護士として、法律に関する専門知識と豊富な業務経験を有しております。当社経営に対する的確な助言等を通して監査体制の強化に寄与しており、今後も貢献することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。また、当社の社外取締役としての就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年8カ月となります。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	あおの まさあき 青野 雅朗 (1983年10月16日生)	2009年12月 長島・大野・常松法律事務所入所 2015年9月 Mayer Brown法律事務所入所 2017年6月 法務省出向 2022年4月 CrossOver法律事務所入所(現任) 2022年9月 (株)アーリーワークス監査役(現任) 2022年10月 当社取締役(監査等委員)(現任)	0株
		<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 青野雅朗氏は、コーポレート・ガバナンスや上場規制・適時開示規制を専門領域に含む弁護士として、法律に関する専門知識と豊富な業務経験を有しております。当社経営に対する的確な助言等を通して監査体制の強化に寄与しており、今後も貢献することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。また、当社の社外取締役としての就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年8カ月となります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 大村由紀子氏及び青野雅朗氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 大村由紀子氏の戸籍上の氏名は、湯山由紀子であります。  
 4. 当社は、大村由紀子氏及び青野雅朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

5. 当社は、大村由紀子氏及び青野雅朗氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新予定であります。
7. 当社は、大村由紀子氏及び青野雅朗氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。各候補者が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2021年6月18日開催の第2回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人給与は含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記報酬枠の内枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額40百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名ですが、本株主総会で第1号議案が承認可決されますと、同じく4名となります。

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

#### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

#### 2. 対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、本制度の目的を踏まえ、年55,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

#### 3. 対象取締役に割当てする譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株

式を、以下、「本割当株式」といいます。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から3年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由による退任又は退職と取締役会が認めた場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年6月18日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告25ページに記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当社は、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を、上記2のなお書きの時点の時価を基礎に決定した金額は年額40百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年55,000株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.5%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役等に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

以上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い行動制限が緩和されたことや賃上げなどの実施により、国内景気は緩やかなペースで回復傾向に進んでいる一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化等に加え、世界的なインフレに伴う金融引き締め、円安基調の継続、原材料・エネルギー価格の高止まり等から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、雑誌「ハルメク」で多くの新規読者を獲得できました。前年同期において、ハルメク編集長のテレビ出演が続いた効果と、新規読者の獲得が多い「強い特集」を秋口までに集中していたことにより、年度の前半より非常に大きく読者数が伸びていたことから、当期においては読者数の前年同期比減が続いておりました。しかしながら、「強い特集」を掲載した2024年3月号において多くの新規読者を獲得できた結果、2024年3月末時点で読者数は48万人（前年同期：46万人）と前年同期を上回って着地しております。

物販におきましては、「ものは少なく、暮らしは豊かに♪」という通販コアバリューを新たに定め、「ハルメク通販5つのお約束」に沿った商品をお客様にお届けしていることや、「ことせ」ブランドにおいても販促を強化しつつ、魅力的なアパレル商品でお客様の新規獲得を進めた結果、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行した後におきましても、売上を伸ばし続けております。

「通販コアバリュー（ハルメク通販5つのお約束）」ものは少なく、暮らしは豊かに♪

- ① たくさんの商品から選んでいただくのではなく、「最もいいものだけ」をご提案します。
- ② 50代からの女性が「これがほしかった」と思える唯一無二のものを作ります。
- ③ 「安心して長く使える」ように、ハルメク基準で厳しく品質管理します。
- ④ 売ったら終わりではなく、皆さまのお声で改良。「ずっとご愛用いただける」ように。
- ⑤ 「もったいない」の気持ちを大切に、使わなくなったものは社会と環境のために役立てます。

上記通販コアバリューに基づき生み出した商品は、雑誌「ハルメク」読者への販売のほか、新聞広告や自社ECサイトを通じて読者以外のお客様への販売を増やすことにも成功しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響の軽減により店舗へのご来店客も大き

く増加しております。新型コロナウイルス感染症に関わる行動制限の解除を受け再開したりリアルイベントも順調に集客が進み、直接お客様にハルメクの世界観を体験いただける機会が増加してきたことだけでなく、コロナ禍の行動制限下において培った充実したオンラインイベント、リアルイベントとオンラインイベントを組み合わせたハイブリッド型のイベントなども実施し、オンラインにおいては首都圏だけでなく、日本全国からご参加いただいております。

さらに前連結会計年度にリリースした、「観る・聴く・学ぶ・つながる」をテーマに、24時間・365日いつでもどこでも楽しめる月額定額制のサービスである「ハルメク365」においては、これまで雑誌で提供させていただいておりました「読んで役立つ」コンテンツに加え、ファッション・美容・料理レシピ・脳トレ・エクササイズなど、毎日が楽しくなる動画を大幅に追加しております。そのほか、雑誌「ハルメク」の人気講師陣によるリアル&オンライン講座も毎月開催するなど、文字どおり365日飽きることなく楽しめるコンテンツ作りに取り組んでおります。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響の軽減による当社ビジネスへのマイナス影響として、特に秋以降、当社顧客であるシニア女性の行動変容が顕著になってきております。例えば、以前であれば「家の中で使われる商品」をお買い上げいただくことが多かったのに対し、秋以降は「外出時に着ていく洋服」や「外出用のメイク商品」といったものへ需要がシフトしております。これらの影響と、暖冬により冬物商品の販売が不振だったことなどから、カタログ配布数に対する売上獲得率が低下し、収益性が悪化しました。その後、カタログ掲載商品の見直しなどを進めておりますが、1年で一番売上・利益が大きい第3四半期連結会計期間の収益性が上記理由から悪化しております。

その他、デジタル化と事業拡大に対応するため、システム戦略を見直した結果、使用見込みが無くなるソフトウェアを除却し、570百万円の損失を計上しております。また、5月には、新規上場で得た資金により借入金の返済を行いました。この返済により、一時的な金融費用が130百万円発生しておりますが、この返済の結果、今後発生する金融費用は従前比で大きく改善し、2023年6月以降におきましては、金融費用が年換算で1億円以上改善する見込みであります。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は、31,415百万円（前年同期比2,677百万円増、9.3%増）、営業利益は、857百万円（前年同期比1,172百万円減、57.7%減）、税引前利益は、681百万円（前年同期比1,182百万円減、63.4%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は、476百万円（前年同期比772百万円減、61.9%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、セグメント別の売上収益及びセグメント利益又は損失は社内の迅速な意思決定に資するため、会計処理の一部について、IFRSと異なる処理を採用しております。

#### <ハルメク事業>

当連結会計年度においては、深い顧客理解に基づく読者に寄り添った誌面作りにより、雑誌「ハルメク」において、引き続き過去最高水準での読者数を維持したこと、通販コアバリューに沿った、ライフスタイル提案としての商品販売が、通信販売だけでなく、店舗販売においても順調に推移したこと、個別商品の新聞広告により読者以外の顧客獲得も大きく伸長したことなどから、売上を堅調に伸ばすことができました。ただ、秋以降の当社顧客層における行動変容への対応が遅れたことと、前年同期においてはハルメク編集長のTV出演に伴う読者数押し上げ効果があったことから、広告効率が悪化し、セグメント利益は前年同期比で減少しております。

以上の結果、売上収益は24,029百万円（前年同期比1,972百万円増、8.9%増）、セグメント利益は1,116百万円（前年同期比331百万円減、22.9%減）となりました。

#### <全国通販事業>

当連結会計年度においては、アパレルを中心に魅力的なオリジナル商品を増やしたことと、積極的な新聞広告投資を行ったことにより、新規顧客獲得が順調に進み、売上を大きく伸ばすことができました。一方、顧客数及び売上の増加を企図した積極的な広告投資のコスト増により、セグメント利益は前年同期比で減少しております。

以上の結果、売上収益は7,721百万円（前年同期比714百万円増、10.2%増）、セグメント利益は30百万円（前年同期比56百万円減、64.7%減）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資額は458百万円で、そのうち主なものは無形資産の取得307百万円であります。

なお、当連結会計年度の固定資産除却損は580百万円で、その主なものは使用見込みが無くなった無形資産の除却等であります。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、第三者割当による新株式367,200株の発行を行いました。これにより581百万円の資金を調達しております。

また、新規上場によって得た資金を利用して借入金の返済と新たな借入を行いました。この結果、当社グループの借入金残高は3,868百万円減少し、1,900百万円となっております。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 人材の確保・育成

当社グループは急速に事業成長を続けていることから、優秀な人材の確保・育成が大

きな課題となっております。採用力の強化を図り、魅力的な人事制度を導入することで、優秀な人材の確保に取り組むとともに、社内外の教育・研修により優秀な人材の育成にも取り組んでまいります。

② 新規事業の展開

当社グループは将来に向けての持続的な成長を実現するため、シニア女性をターゲットとしたプラットフォームビジネスの拡大に注力しております。そのプラットフォーム上で新たに取り組む新規事業を生み出すため、株式会社ハルメクにコミュニティ事業推進室を設置している他、他社とのアライアンスも含めて、新規事業を生み出す様々な仕組みを組み込んでおります。これらの仕組みを生かし、当社グループがプラットフォームとして飛躍できるよう、取り組みを進めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移 IFRS

区 分	第2期 2021年3月期	第3期 2022年3月期	第4期 2023年3月期	(当期) 第5期 2024年3月期
売 上 収 益	15,135 百万円	25,233 百万円	28,738 百万円	31,415 百万円
親会社の所有者に 帰属する当期利益	301 百万円	796 百万円	1,248 百万円	476 百万円
基本的1株当たり当期利益	38.82 円	99.51 円	155.05 円	44.00 円
資 産 合 計	17,828 百万円	18,304 百万円	23,097 百万円	20,114 百万円
資 本 合 計	1,030 百万円	1,823 百万円	6,482 百万円	7,555 百万円

- (注) 1. 百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は第3期よりIFRSによる連結財務諸表を作成しております。また、第2期についても2020年8月4日を移行日とした2020年8月4日から2021年3月31日までのIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。  
3. 当社は2022年8月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移 日本基準

区 分	第2期 2021年3月期	第3期 2022年3月期	第4期 2023年3月期	(当期) 第5期 2024年3月期
営 業 収 益	— 百万円	939 百万円	1,764 百万円	2,029 百万円
当 期 純 利 益	△33 百万円	2,050 百万円	0 百万円	△0 百万円
1株当たり当期純利益	△4.33 円	256.28 円	0.05 円	△0.06 円
総 資 産	6,714 百万円	8,154 百万円	11,116 百万円	7,765 百万円
純 資 産	373 百万円	2,424 百万円	4,847 百万円	5,461 百万円

- (注) 1. 百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 第2期の会計期間は2020年8月4日から2021年3月31日までの約8か月であります。  
3. 当社は2021年10月1日付で旧株式会社ハルメクホールディングスを吸収合併しております。  
4. 当社は2022年8月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。  
5. 第3期の当期純利益には、当社の連結子会社である株式会社全国通販への長期貸付金の回収による貸倒引当金戻入額1,202百万円が含まれております。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ハルメク	10,000 千円	100 %	出版・通信販売業
株式会社全国通販	10,000 千円	100 %	通信販売業
株式会社ハルメク・ビジネスソリューションズ	10,000 千円	100 %	コールセンター、物流、発注、在庫管理などフルフィルメントサービスの運営・提供
株式会社ハルメク・エイジマーケティング	10,000 千円	100 %	シニア向けビジネスのコンサルティング・広告代理・クリエイティブ・通販支援

### ② 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額	当社の総資産額
株式会社ハルメク	東京都新宿区神楽坂四丁目1番1号	4,893 百万円	7,765 百万円

### ③ その他

株式会社全国通販の子会社（株式会社ハルメクホールディングスの孫会社）として、株式会社ジャパンホーム保険サービスがあります。

## (7) 主要な事業内容

セグメントの名称	主要な事業内容
ハルメク事業	シニア女性向け雑誌「ハルメク」の出版及びオリジナル商品の通信販売等
全国通販事業	シニア女性向け通販カタログ「ことせ」を通じた通信販売等

(8) 主要な事業所

① 当社

本社：東京都新宿区

② 主要な子会社の事業所

株式会社ハルメク

本社：東京都新宿区

株式会社ハルメク・ビジネスソリューションズ

本社：東京都千代田区

株式会社ハルメク・エイジマーケティング

本社：東京都千代田区

株式会社全国通販

本社：大阪府大阪市北区

株式会社ジャパンホーム保険サービス

本社：大阪府大阪市北区

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
386名	+42名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（契約社員を含む。）であり、産休等による休職者を含んでおります。  
2. 臨時従業員数（年間平均人員数）は718名であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,200百万円
株式会社三井住友銀行	400百万円
株式会社三菱UFJ銀行	300百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 10,895,850株

(2) 株主数 6,053名

(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
宮澤 孝夫	2,814,000 株	25.82 %
松島 陽介	1,900,000	17.43
山元 雄太	1,520,000	13.95
土屋 淳一	800,000	7.34
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	523,400	4.80
林 南平	240,000	2.20
和田 朝子	240,000	2.20
大谷 貴志	160,000	1.46
大下 蕾	99,000	0.90
東京短資株式会社	87,100	0.79

(4) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

決議年月日	2021年3月12日 (第1回新株予約権)	2022年3月7日 (第3回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 1名	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 1名 監査等委員 1名
新株予約権の数(個) ※	3,000 (注)1	8,125 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類と数(株) ※	普通株式 30,000 (新株予約権1個につき10株) (注)1	普通株式 81,250 (新株予約権1個につき10株) (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり100円 (注)2	1株当たり850円 (注)2
新株予約権の行使期間※	2023年4月1日から 2031年2月28日まで	2024年4月1日から 2032年2月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格: 100 資本組入額: 50	発行価格: 850 資本組入額: 425
新株予約権の行使の条件※	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4	

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。2022年8月3日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

### 3. 行使条件

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a)定められた行使価額(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)

(b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額(1円未満切り上げ)を下回る価格となったとき。

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額(1円未満切り上げ)を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。)

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
    - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
宮澤 孝夫	代表取締役社長	(株)ハルメク 代表取締役社長
石井 文範	取締役CFO	
土屋 淳一	取締役	
山岡 朝子	取締役	(株)ハルメク 執行役員 ハルメク編集長／コンテンツ事業本部長
高橋 伸治	取締役 (監査等委員)	
林 南平	取締役 (監査等委員)	(株)NHパートナーズ 代表取締役代表パートナー
中村 大	取締役 (監査等委員)	(株)DNパートナーズ 代表取締役 AlphaTheta(株) 監査役
大村 由紀子	取締役 (監査等委員)	三浦法律事務所 弁護士 (株)アシロ 取締役 (株)ココペリ 監査役 (株)ソディック 監査役
青野 雅朗	取締役 (監査等委員)	CrossOver法律事務所 弁護士 (株)アーリーワークス 監査役

- (注1) 取締役 山岡朝子氏の戸籍上の氏名は、和田朝子であります。取締役 大村由紀子氏の戸籍上の氏名は、湯山由紀子であります。
- (注2) 取締役 高橋伸治氏、林南平氏、中村大氏、大村由紀子氏及び青野雅朗氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注3) 当社は、取締役 高橋伸治氏、大村由紀子氏及び青野雅朗氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注4) 監査等委員会の監査・監督を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を行うべく、高橋伸治氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬は、基本報酬に前年の各人の業績評価を反映して、優秀な人材の獲得・保持を可能とし、職責に十分見合う報酬水準となるよう方針を定めております。この方針は2023年6月28日開催の取締役会にて決議されております。

取締役の個人別の報酬等の額の決定に際しては、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定することとしております。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、その答申内容に従って決定しなければならないものとしております。

これら一連のプロセスや代表取締役社長を含む業績評価の妥当性については、監査等委員である取締役5名にて構成される指名報酬諮問委員会へ諮問され、その検討及び答申を受けたうえで、役員報酬は決定されることとなっております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、2023年6月28日開催の取締役会において、代表取締役社長宮澤孝夫に監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長が決定しております。その権限の内容は、株主総会で決議された総額の範囲内の、上記①の役員報酬決定方針に基づく各取締役の基本報酬の額の配分であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役職・職責・実績等を踏まえて評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会としても、宮澤孝夫の決定に先立ち、宮澤孝夫の作成した原案の妥当性を指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を経て決定されたものであるため、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

### ③ 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬 (新株予約権)	
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	156	156	—	—	4
取締役 (監査等委員)	35	35	—	—	5
(上記のうち社外取締役)	(35)	(35)	—	(—)	(5)

(注1) 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の金銭報酬限度額は、2021年6月18日開催の定時株主総会において年額200百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

(注2) 取締役 (監査等委員) の金銭報酬限度額は、2021年6月18日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 高橋 伸治氏

ア. 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社と主要取引先等特定関係事業者との間に特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会・監査等委員会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高橋 伸治	当事業年度の取締役会のすべてに出席し、複数の会社の経営者の経験を活かし、主にリスク管理の観点から、議案・審議などにつき必要な発言を行っています。また、4月から3月までの期間に開催した監査等委員会には、すべて出席しています。

(イ) 取締役 高橋 伸治氏の意見により変更された事業方針

該当事項はありません。

(ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

② 取締役 林 南平氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社と主要取引先等特定関係事業者との間に特別の関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会・監査等委員会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	林 南平	当事業年度の取締役会のすべてに出席し、コンサルティング経験や複数の会社の経営者の経験を活かし、主に経営戦略の観点から、議案・審議などにつき必要な発言を行っています。また、4月から3月までの期間に開催した監査等委員会には、すべて出席しています。

(イ) 取締役 林 南平氏の意見により変更された事業方針  
該当事項はありません。

(ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要  
該当事項はありません。

③ 取締役 中村 大氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社と主要取引先等特定関係事業者との間に特別の関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会・監査等委員会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中村 大	当事業年度の取締役会すべてに出席し、主にリスク管理の観点から、議案・審議などにつき必要な発言を行っています。また、4月から3月までの期間に開催した監査等委員会には、すべて出席しています。

(イ) 取締役 中村 大氏の意見により変更された事業方針

該当事項はありません。

(ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 取締役 大村 由紀子氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社と主要取引先等特定関係事業者との間に特別の関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会・監査等委員会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大村 由紀子	当事業年度の取締役会すべてに出席し、弁護士としての見識に基づき、妥当性・適正性を確保する観点から、議案・審議などにつき必要な発言を行っています。また、4月から3月までの期間に開催した監査等委員会には、すべて出席しています。

(イ) 取締役 大村 由紀子氏の意見により変更された事業方針

該当事項はありません。

(ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

⑤ 取締役 青野 雅朗氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社と主要取引先等特定関係事業者との間に特別の関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会・監査等委員会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	青野 雅朗	当事業年度の取締役会すべてに出席し、弁護士としての見識に基づき、妥当性・適正性を確保する観点から、議案・審議などにつき必要な発言を行っています。また、4月から3月までの期間に開催した監査等委員会には、すべて出席しています。

(イ) 取締役 青野 雅朗氏の意見により変更された事業方針

該当事項はありません。

(ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

## 5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は保険会社との間で、当社および当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、執行役員及び管理者である従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および訴訟費用等について補填することになっております。ただし、被保険者の犯罪行為や意図的な違法行為に起因する損害賠償金は補填対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## 6. 会社補償契約に関する事項

当社は現任の取締役（社外取締役を含む）との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において、当社が補償することとしております。

補償の実行に関する判断は、取締役会の決議により行うものとしております。このほか、当社が第三者に生じた損害を賠償するとすれば当社の役員が当社に対して任務懈怠責任を負う場合には当該責任にかかる部分については補償を要しないこととし、また、これらの者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または当社に損害を加える目的で職務を執行したことを知ったときは、補償を受けた損失や費用等を返還させることができることとするなど、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために一定の措置を講じております。

## 7. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあたら有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第2項に定める契約の締結は行っておりません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算出根拠等の妥当性及び適法性を確認し、監査時間及び報酬額を精査した結果、報酬額は相当、妥当であることを認識しており、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するときは、監査等委員全員の同意に基づく解任、又は監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行います。また、監査等委員会は、会計監査人の独立性・専門性及び監査活動の適切性・妥当性の評価等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 8. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
当社の内部統制基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため「コンプライアンス規程」を定める。
  - ② 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス経営を基本方針とし、法令違反行為の是正と撲滅に努める。
  - ③ 取締役及び従業員は、法令、規則、諸規程を遵守し、業務の遂行に関しては、コンプライアンスを最優先する。
  - ④ 取締役及び従業員が直接報告・相談できる社内外の内部通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、当社は「内部通報規程」において、内部通報窓口へ報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
  - ⑤ 内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告する。また、当該監査結果を監査等委員（会）に提供することにより、監査等委員会と連携を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 「取締役会規程」「文書管理規程」等の社内規則に基づき、社内情報の保管・管理を行う。
  - ② 「個人情報保護規程」等の社内規則に基づき、安全に情報が管理される体制を構築する。
  - ③ 取締役（監査等委員を含む）は常時これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 全社のリスク管理に関する統括責任者として管理部門の担当取締役を任命し、各部門担当取締役とともにリスク管理体制の整備に努める。
  - ② 不測の事態が発生した場合には、速やかにリスク・コンプライアンス委員会を招集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめるとともに、再発防止策を講じる。
  - ③ 内部監査室は、リスク管理体制の有効性について監査を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするとともに、「職務権限規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
- ② 業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- ③ 「業務分掌規程」等を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にする。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則及びその他の社会規範に照らし、適正に行う。
- ② 内部監査室は、当社グループを定期的に監査し、法令等や各種社内規程の周知・徹底及び適正な業務活動が行われているか監査する。また、監査内容に関しては定期的に報告書を作成し、監査報告及び是正状況を代表取締役社長に報告する。
- ③ 当社の監査等委員は、当社グループの業務全般の適正性を確保するため、年度計画に基づき監査する。
- ④ 「子会社管理規程」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
- ⑤ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長をリスク・コンプライアンス委員長とする。また、委員長の指名によりリスク・コンプライアンス担当役員を定め、コンプライアンス体制の確立・強化を推進する。
- ⑥ 取締役・従業員からの報告・相談を受け付ける内部通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。

#### 6. 監査等委員の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助する従業員を求めた場合、監査等委員会と協議のうえ、適任と認められる従業員を配置する。
- ② 当該従業員への指揮・命令は監査等委員会が行うことにより、指示の実効性を確保するものとし、その人事異動・人事評価等は監査等委員会の同意を得る。

#### 7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員（会）に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、監査等委員（会）に対して、次の事項を報告する。

- ア. 当社グループに関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
- イ. リスク・コンプライアンス体制に関する事項及び社内通報窓口利用状況
- ウ. 内部統制システムの整備状況
- エ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- オ. 法令・定款違反事項
- カ. 内部監査室による監査結果
- キ. その他監査等委員（会）がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員会は、毎年、監査等委員の職務に関する予算を会社へ請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとする。
- ② 当社は、明らかに職務に関係ないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じなければならない。

9. その他監査等委員（会）の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員（会）が必要と認めた場合、当社の取締役及び従業員にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査等委員（会）及び会計監査人との定期的な会合を設け連携を図る。
- ② 監査等委員（会）に報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針としている。上記基本方針のもと、「反社会的勢力対応規程」を制定し、有事の際の対応を定めている。
- ② 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記に掲げた内部統制基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っています。

- ① 当社は取締役会を年17回開催いたしました。また、毎週火曜日には経営会議、執行役員会を開催しております。取締役会、経営会議、執行役員会においては、当社における重要な意思決定を行うとともに、役職員の職務の執行状況の確認・監督指導等の役割機能を適切に果たしています。
- ② 当社は規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査室による内部監査を実施しています。
- ③ 監査等委員との連携については、取締役及び部長の面談、内部監査室や管理部門との連携において、充実が継続的に図られています。
- ④ 当社はリスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、抽出された課題について協議をし、各種改善策を実施しています。また、内部通報窓口も設置済で、当委員会にて状況を報告しています。
- ⑤ 当社は「反社会的勢力対応規程」に則って、反社会的勢力との関係を持つことがないよう、従業員の経歴や新規取引先の確認を常時行っています。契約についても、反社会的勢力ではない旨の記載を必須とし、万が一、反社会的勢力と関係を持ってしまった場合、催告なく契約を解除することができるようにしています。
- ⑥ 当社は人事総務部総務課内に法務チームを設置し、契約書の文言並びに契約内容の再確認、法的なリスクの洗い出しと各種対処を行っています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主利益が最大となるよう配当と、事業拡大に向けた資金需要に対応するための内部留保への最適な配分を行うことを経営方針としております。現在、当社グループは事業が成長過程にあると認識しており、事業の継続的な拡大発展を実現させるために当事業年度は配当を実施しておりません。

当社は株主に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しております。今後につきましては、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、今後の収益状況の見通しなどを総合的に勘案し中間配当又は期末配当による利益還元を検討してまいります。

内部留保金につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開のための備えとしていくこととしております。

なお、当社の剰余金の配当は年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨、及び上記の他にも基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、配当の決定は、取締役会の決議にて定めることができますとしています。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,229</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,784</b>
現金及び現金同等物	938	借 入 金	1,900
営 業 債 権	1,879	営業債務及びその他の債務	3,173
棚 卸 資 産	3,017	契 約 負 債	2,512
未 収 法 人 所 得 税	17	リ ー ス 負 債	557
そ の 他 の 流 動 資 産	376	未 払 法 人 所 得 税	18
		そ の 他 の 流 動 負 債	622
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>13,885</b>		
有 形 固 定 資 産	325	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>3,774</b>
使 用 権 資 産	2,988	リ ー ス 負 債	2,487
の れ ん	4,452	引 当 金	101
無 形 資 産	5,641	繰 延 税 金 負 債	1,185
繰 延 税 金 資 産	119	そ の 他 の 金 融 負 債	0
そ の 他 の 金 融 資 産	308	<b>負 債 合 計</b>	<b>12,559</b>
そ の 他 の 非 流 動 資 産	50		
		<b>資 本 の 部</b>	
		親会社の所有者に帰属する持分	7,555
		資 本 金	2,074
		資 本 剰 余 金	2,301
		その他の資本の構成要素	6
		利 益 剰 余 金	3,173
		資 本 合 計	7,555
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,114</b>	<b>負 債 資 本 合 計</b>	<b>20,114</b>

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売	上	収	益		31,415
売	上	原	価		13,660
売	上	総	利		17,755
販	売	費	及	び	一
					般
					管
					理
					費
そ	の	他	の	収	益
					36
そ	の	他	の	費	用
					606
営	業	利	益		857
金	融	収	益		0
金	融	費	用		176
税	引	前	利	益	681
法	人	所	得	税	費
					用
					205
当	期	利	益	の	帰
					属
					者
親	会	社	の	所	有
					者
					476

## 連結持分変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本 剰余金	その他の資本の 構成要素		利益 剰余金	合計
			新株 予約権	合計		
当期首残高	1,768	2,013	4	4	2,697	6,482
当期利益	—	—	—	—	476	476
当期包括利益合計	—	—	—	—	476	476
株式に基づく報酬取引	—	—	2	2	—	2
新株予約権の行使	15	15	△0	△0	—	30
新株の発行	290	272	—	—	—	563
所有者との取引額等合計	306	288	2	2	—	596
当期末残高	2,074	2,301	6	6	3,173	7,555

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	株式会社ハルメク 株式会社全国通販 株式会社ハルメク・エイジマーケティング 株式会社ハルメク・ビジネスソリューションズ 株式会社ジャパンホーム保険サービス

※株式会社全国通販については、2024年4月1日付で株式会社ハルメク・アルファに商号変更しております。

##### ② 連結の範囲の変更

2023年8月1日付で、当社の連結子会社である株式会社ハルメクを吸収合併存続会社、当社の連結子会社でありましたハルメク・ベンチャーズ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったため、ハルメク・ベンチャーズ株式会社を連結の範囲から除外しております。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおり、個々の棚卸資産に代替性がない場合は個別法、個々の棚卸資産に代替性がある場合は総平均法に基づいて算定しております。

③ 有形固定資産、のれん及び無形資産の評価基準、評価方法並びに減価償却又は償却の方法

(a) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 3年－15年
- ・工具、器具及び備品 2年－8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(b) のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんの償却は行わず、年に一度又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

(c) 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、資産の取得に直接起因する費用を含めて測定しています。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されております。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されております。

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。なお、主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 9.7－13.7年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、償却は行わず、年に一度又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

(d) リース

契約がリースであるか又は契約にリースが含まれているかについては、リース開始日における契約の実質に基づき判断しております。

リース期間が12か月以内に終了する短期リース及び原資産が少額である少額資産のリースについて、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、リース開始日において使用权資産及びリース負債を当初認識しております。

取得価額には、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを含めております。リース期間には、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間を含めております。当該延長オプションの行使の可能性については、事業計画における移転計画の有無、使用权資産

に対して支出した投資額及びその内容、使用見込期間に照らして検討を行っております。使用権資産は、リース期間にわたり定額法で減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の割引現在価値で測定しております。リース料は実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額とに配分しております。

短期リース及び少額資産のリースに係るリース料は、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

なお、使用権資産の主な内容は、オフィス、倉庫、データセンターであり、契約上の使用期間は2－3年ですが、当社グループはリース期間を3－15年と見積もっております。

#### ④ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的義務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間価値の影響が重要である場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借事務所・倉庫等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して見積り、認識及び測定しております。

#### ⑤ 従業員給付

##### (a) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定拠出制度を運営しております。当該退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

##### (b) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的又は推定的義務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。

## ⑥ 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

サービスの種類ごとの履行義務及び収益認識の方法については注記「7. 収益認識に関する注記」に記載しております。

## ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産並びに未だ使用可能ではない無形資産の減損テスト

### ① 当年度の連結財政状態計算書に計上した金額

のれん	4,452百万円
耐用年数が確定できない無形資産	2,662百万円
未だ使用可能ではない無形資産	364百万円

### ② 算出方法

当社グループは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産が配分された資金生成単位グループ及び未だ使用可能ではない無形資産について、少なくとも年1回の減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行っております。のれん及び耐用年数が確定できない無形資産が配分された資金生成単位グループ及び未だ使用可能ではない無形資産の回収可能価額は、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い金額に基づいて算定しております。

### ③ 主要な仮定

使用価値は、経営者が承認した事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いて算定しております。見積期間は原則として3年を限度としており、それ以降のキャッシュ・フローは一定の成長率により見込んでおります。割引率は、資金生成単位グループが行う事業の類似企業の資本コスト等を参照して算定しております。使用価値の見積りにおける主要な仮定は、当社の顧客である雑誌の購読会員、当社商品購入顧客数の見積りであります。雑誌の購読会員及び当社商品購入顧客数については安定的に推移すると見込んでおります。

### ④ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当該のれん及び耐用年数が確定できない無形資産については、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、使用価値は当該資金生成単位グループの帳簿価額を十分に上回っており、減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性はないと判断しております。

## 3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 319百万円

(2) 資産から直接控除した損失評価引当金  
営業債権 31百万円

## 4. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の費用には、無形資産除却損570百万円が含まれております。これは使用見込みがなくなったソフトウェアの除却によるものであります。

## 5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期中の増加株式数	当期中の減少株式数	当期末日の株式数
普通株式	10,222,000株	673,850株	—	10,895,850株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	176,020株
------	----------

(4) 当期に資本からの控除として会計処理した取引コストの金額

当期の新株発行に関連した取引コストの金額は17百万円（税効果考慮後）であり、資本剰余金から控除されています。

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金需要に応じて機動的に資金調達を行うことで財務の健全性を維持しております。また、資金運用については、一時的な余資は短期的な預金等、流動性の高い金融資産で運用しております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等によりリスク低減を図っております。敷金及び保証金は主に本社オフィスの賃借取引に係るものであります。借入金の使途は主に運転資金であります。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については短期間で決済されるため、公正価値が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。償却原価で測定される金融商品である敷金及び保証金、借入金の帳簿価額と公正価値は近似していることから、帳簿価額と公正価値の比較表は作成していません。

(3) 金融商品の公正価値等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

### レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

#### ① 公正価値の測定方法

(現金及び現金同等物、営業債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(敷金及び保証金)

敷金及び保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しております。

(その他の金融資産)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は株式及び出資金であり、公正価値については純資産価値に基づく評価技法等合理的な方法により算定しております。

(借入金)

借入金は、変動金利による借入れであるため、短期間で市場金利が反映されることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

#### ② 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品である敷金及び保証金、借入金の帳簿価額と公正価値は近似していることから、帳簿価額と公正価値の比較表は作成しておりません。

#### ③ 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	0	0
その他の金融資産(株式及び出資金)	—	—	0	0
合計	—	—	0	0

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	ハルメク事業	全国通販事業	合計
顧客の属性による分類			
個人顧客	22,071	7,386	29,457
法人顧客	1,744	213	1,958
顧客の属性による分類合計	23,816	7,599	31,415
財又はサービスの移転時期			
一時点で移転される財又はサービス	23,122	7,599	30,722
一定の期間にわたり移転されるサービス	693	—	693
財又はサービスの移転時期合計	23,816	7,599	31,415

### (2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	1,570	1,911
契約負債	2,313	2,512

顧客との契約から生じた債権には債権額を記載しており、損失評価引当金控除前の金額を記載しております。

契約負債には、財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っているもの及び個人顧客が当社サービス利用時において付与したクーポン・ポイント等に配分された対価が含まれております。

財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っているもののうち、主なもの

のは当社グループが発行する雑誌の定期購読に係る対価であり、1年又は3年の購読期間に応じて受け取るものです。この契約負債は毎月発行される都度、収益として認識されます。当連結会計年度において、これらの進捗度の測定方法や取引価格の見積の変化はありません。

個人顧客が当社サービス利用時において付与したポイント等に配分された対価は、個人顧客が当該ポイントを使用した時、又は失効した時に収益として認識されます。ポイントについては、当連結会計年度において、以下の条件の変更を行っております。

	変更前	変更後
ポイント付与率	購入金額（税込）の3%	購入金額（税込）の1%
ポイント有効期限	最終購入日から2年間	最終購入日から1年間

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは2,035百万円であります。

### (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
履行義務の充足予定時期	
1年以内	2,415
1年超2年以内	71
2年超3年以内	25

### (4) 企業が履行義務を充足する通常の時点

個人顧客(ハルメク事業、全国通販事業)

当社グループの個人顧客との収益取引は、雑誌の定期購読(情報コンテンツ)や通信販売による商品の販売(物販)、イベント等の文化事業の開催(コミュニティ)及び新聞単品外販及び店舗による商品の販売等(先行投資事業)を通じて、個人顧客の生活の質を向上させていくことを目的としております。当社は、提供するサービス毎に履行義務を識別し、それぞれ収益を認識しております。具体的には、定期購読の雑誌の提供又は通信販売等による商品の販売については、顧客に雑誌又は商品を引渡しした時点において当該商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

す。この場合において、雑誌の定期購読については、契約時に個人顧客より契約期間にわたる対価を受領しますが、当該時点では収益として認識せず、上記の履行義務が充足されるまで、契約負債として認識しております。イベント等の文化事業については、当社の開催する各イベントを完了することによって履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

個人顧客への当社サービスの提供時には、将来の引渡義務もしくは値引きを保証するクーポン・ポイントの発行があり、契約負債として識別しております。履行義務はそれらの使用により充足されますが、使用期間の超過などの所定の要件を満たした場合には失効します。販売後一定期間内に返品が生じた場合は、返金を行っており、売上収益は当該返品を考慮した変動対価にて測定されております。なお、当社では予想返品率を算定するために各製品の過去の返品データを使用しており、当該返品率を、変動対価の期待値の算定に使用しております。

#### 法人顧客(ハルメク事業、全国通販事業)

当社グループの法人顧客との収益取引は、法人顧客の広告宣伝活動をサポートすること(情報コンテンツ)であります。具体的には、主に当社が発行する雑誌及び通信販売のカタログ又は当社が運営するWebsiteへの法人顧客の広告掲載及び雑誌や通信販売のカタログ、商品などの送付物に、法人顧客の広告資料を同封することによる広告サービスを提供しております。履行義務は、広告掲載では当社が発行する雑誌もしくはカタログに顧客の広告を記載した時点、雑誌や商品などに広告資料を同封する場合は顧客の広告を当社の顧客に引渡した時点で充足されます。また、当社の保有するシニア女性向けのマーケティングノウハウを活用し、法人顧客へ、広告取扱業者への取次を含めたコンサルティングサービスを提供しております。これは当社グループによるサービスの提供によって、法人顧客がその便益を受領するため、その進捗割合に応じた一定期間の収益として認識しております。広告取扱業者への取次については、当社グループは代理人として関与しているものであり、その取扱金額は収益より控除して表示しております。

### 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	692円89銭
基本的1株当たり当期利益	44円00銭

### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>624</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,304</b>
現金及び預金	55	短期借入金	1,900
売掛金	387	未払金	265
その他	181	未払法人税等	7
		賞与引当金	55
		その他	76
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,141</b>		
投資その他の資産	7,141	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,304</b>
関係会社株式	5,181		
関係会社長期貸付金	1,850	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	84	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,454</b>
その他	25	資 本 金	2,074
		資 本 剰 余 金	2,428
		資本準備金	2,428
		利 益 剰 余 金	952
		その他利益剰余金	952
		繰越利益剰余金	952
		新 株 予 約 権	6
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,765</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,461</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>7,765</b>

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		2,029
営業費用		2,056
営業損失		△26
営業外収益		
受取利息	29	
その他	24	53
営業外費用		
支払利息	21	21
経常利益		6
税引前当期純利益		6
法人税、住民税及び事業税	4	
法人税等調整額	2	6
当期純損失		△0

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,768	2,121	953	4,843	4	4,847
当期変動額						
新株予約権の行使	15	15	—	31	—	31
新株の発行	290	290	—	581	—	581
当期純損失	—	—	△0	△0	—	△0
株主資本以外の項目 の変動額（純額）	—	—	—	—	2	2
当期変動額合計	306	306	△0	611	2	613
当期末残高	2,074	2,428	952	5,454	6	5,461

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

(3) 収益の計上基準

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を適用しております。

① 当社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容

当社の主要な事業は子会社への管理業務サービス事業です。

子会社への管理業務サービス事業は、子会社の管理業務全般（経営指導、広報、人事、財務経理、総務・法務、システム開発及び保守、品質管理、市場調査等）の受託サービスを提供しています。

② 上記①の義務に係る収益を認識する通常の時点

サービスを提供した時点で収益を認識しております。

③ ①及び②のほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

取引価格はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を計上しております。

また、当社は複数の履行義務により構成される契約を有していないため、取引価格の履行義務に対する配分は行っておりません。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 5,181百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の計算書類に計上した関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式の実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。

関係会社株式は超過収益力や経営権等を反映し実質価額を評価しており、関係会社株式の簿価に取得時の超過収益力が含まれている場合には、取得時の将来計画と当事業年度を含む過年度の実績値を比較すること等により、超過収益力が減少していないかどうかを判断しております。

関係会社株式の評価については、経営者による仮定や判断による不確実性を伴うものであり、実質価額の算定において、前提となる見積りや仮定に変動が生じ、当該実質価額の算定額が変動した場合には、翌事業年度以降において影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

510百万円

短期金銭債務

49百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引の取引高

営業収益

2,006百万円

営業費用

11百万円

営業取引以外の取引高

受取利息

29百万円

その他の収益

12百万円

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

関係会社株式評価損

258百万円

賞与引当金

16百万円

その他

12百万円

繰越欠損金

96百万円

小計

384百万円

評価性引当額

△299百万円

繰延税金資産合計

84百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高
子会社	株式会社 ハルメク	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	100	関係会社 長期貸付 金	1,000
				貸付の弁済 (注1)	15		
				利息の受取 (注1)	15	未収入金	1
			経営指導、広報、人 事、財務経理、総 務・法務、品質管 理、市場調査等の業 務の受託	役務の提供 (注3)	1,685	売掛金	350
子会社	株式会社 全国通販	所有 直接 100%	経営指導、広報、人 事、財務経理、総 務・法務、品質管 理、市場調査等の業 務の受託	役務の提供 (注3)	274	売掛金	31
子会社	株式会社ハ ルメク・ビ ジネスソリ ューション ズ	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 長期貸付 金	850
				利息の受取 (注1)	13		
			無形固定資産の管理 業務の委託	無形固定資 産の立替払 い	181	未収入金	104
子会社	株式会社ハ ルメク・エ イジマーケ ティング	所有 直接 100%	市場調査等の業務の 受託	役務の提供 (注3)	12	未収入金	3

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 各子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は最長期間を2030年7月末日までとする、貸付の目的に応じた合理的な期間で回収しております。
2. 各子会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は最長期間を2030年7月末日までとする、借入の目的に応じた合理的な期間で返済しております。
3. 役務の提供については、当社で発生したコストに対して2%をマークアップした金額を子会社に請求しております。
4. 取引金額には消費税等は含めておりません。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 500円 65銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 0円 06銭   |

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社ハルメクホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 善場 秀明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 圭佑

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハルメクホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ハルメクホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社ハルメクホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 善場 秀明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 圭佑

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハルメクホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、取締役、内部統制部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に代表取締役との面談を定期的に行い、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及びその他の従業員等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜意見を述べました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社ハルメクホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	高橋 伸治	㊟
監査等委員	林 南平	㊟
監査等委員	中村 大	㊟
監査等委員	大村 由紀子	㊟
監査等委員	青野 雅朗	㊟

(注) 監査等委員高橋伸治及び林南平、中村大、大村由紀子、青野雅朗は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

ベルサール神保町

東京都千代田区西神田 3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館2F

電話：050-3112-0914 ※近隣には「ベルサール」が3か所ございます。お間違いのないようご注意ください。



## 交通のご案内

- 「神保町駅」A2出口より徒歩4分 ●東京メトロ半蔵門線 ●都営新宿線 ●都営三田線  
「九段下駅」5番出口より徒歩3分 ●東京メトロ東西線 ●東京メトロ半蔵門線 ●都営新宿線  
「水道橋駅」JR水道橋駅西口より徒歩7分 ●JR中央・総武線

※当会場には専用駐車場・駐輪場がございません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

株式会社ハルメクホールディングス

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。